

2026 年度後期 小樽商科大学

授業料徴収猶予のしおり

《目次》

I. 授業料徴収猶予制度	2 ページ
II. 申請手順等	2 ページ
III. 結果通知及び徴収猶予後の納付期限について	3 ページ

－ 注意事項 －

◆大学からの連絡について

受付後に書類不備や確認が必要な事項が判明したり、成績基準を満たさない場合の追加書類が生じた場合、大学メールアドレス (g1~@edu.otaru-uc.ac.jp のアドレス) へ追加書類の提出等を指示することがあります。そのため大学メールアドレス宛のメールを Outlook から常に確認し見落とすことがないようにお願いいたします。

※原則、大学メールアドレスへ連絡しますが、緊急時には大学に登録されている電話番号宛に連絡する場合があります。

また、以下の連絡先を事前に登録し、大学からの連絡には、速やかに対応してください。

(学生支援課学生支援係)

TEL : 0134-27-5245 E-Mail : g-shien@office.otaru-uc.ac.jp

申請受付後であっても、大学から追加で指示された書類を指定された期限までに提出しなかった場合や大学からの連絡に応じなかった場合は、書類不備として審査の対象から除外します。

また、提出書類の記載内容等が事実と異なることが判明した場合、徴収猶予の許可を取り消すことになりますので十分注意してください。※懲戒処分等の対象となる場合があります。

◆奨学金に関する問い合わせ先について

奨学金に関して質問等がある場合は、学生センター窓口（学生支援係）に直接申し出るか、大学ホームページに設置している「お問い合わせフォーム」から質問してください。大学では寄せられた質問を附番して記録保存し、順に回答を実施するため、直接上記 TEL・E-Mail への質問等には原則応じません。

(在学生・卒業生等 お問い合わせフォーム)

<https://www.otaru-uc.ac.jp/inquiry/form/>

I. 授業料徴収猶予制度

授業料について特別の事情により期限までの納付が困難であると認められる学生に対して、願出により授業料の徴収猶予を許可することがあります。本制度の希望者は、毎年度、「前期」と「後期」ごとに「授業料徴収猶予制度」に申請する必要があります。

「高等教育の修学支援新制度」により授業料等の一部支援を受けられる場合でも、本制度を希望しないとき、減免されなかった授業料等の残りの金額については、減免等の決定通知に記載される大学所定の期日までに速やかに納めなくてはなりません。本制度への申請がない者は、減免等結果通知時期からあまり期間を空けずに授業料を納付していただくこととなります。

※以下のいずれかに該当する場合は、徴収猶予の対象にはなりません。

1. (1年生の後期以降) 前の期分の授業料を滞納している場合
2. 既に当該年度分又は当該期分の授業料を納付した場合

II. 申請手順等

本制度を希望する者は、以下の大学ホームページから「授業料徴収猶予願」をダウンロード・印刷・内容を記入し、電子データ(画像、スキャンした PDF、Word ファイルなど)に変換して、**授業料免除等申請書類提出フォーム**から提出してください。

【掲載場所】

大学ホームページ > 在学生 > 授業料・奨学金 > 高等教育の修学支援新制度、入学料・授業料の免除、徴収猶予 > IV. 授業料徴収猶予 > ◆申請に係る様式

URL : <https://www.otaru-uc.ac.jp/student/exemption/>

【ダウンロード先 QR】→



【提出先】 **授業料免除等申請書類提出フォーム**から提出してください。

URL : <https://www.otaru-uc.ac.jp/student/exemption/jugyouryou/>

【申請期限：10月26日(月)】

※提出期限後の申請は受け付けられませんので、余裕をもってご提出ください。

Ⅲ. 結果通知及び徴収猶予後の納付期限について

結果通知は下表の時期に、大学メールアドレス（g1～@edu.otaru-uc.ac.jp のアドレス）宛にメールを送信します。

授業料徴収猶予に申請した者の区分		結果通知時期
授業料徴収猶予のみを希望する者 （「高等教育の修学支援新制度」にて給付奨学生の適格認定（学業）の判定結果が「廃止」となった者を含む）		12 月中
（在学生）既に「高等教育の修学支援新制度」を利用している者※	給付奨学生の適格認定（学業）の判定結果が「停止」により、学業成績不振を理由として 4 月から奨学金が停止となった者	12 月中
	上記以外の者	12 月中 ※授業料等減免結果の通知と同時
「高等教育の修学支援新制度」に併せて新規申請している者	後期第 1 回（11 月又は 12 月採用） スカラネット入力者	12 月中 ※最初の授業料等減免結果の通知と同時
	後期第 2 回（12 月又は 1 月採用） スカラネット入力者	12 月又は 1 月中 ※最初の授業料等減免結果の通知と同時
「高等教育の修学支援新制度」を利用できず、大学独自の授業料等減免制度に申請している者		12 月中 ※授業料等減免結果の通知と同時

本制度に申請し、許可された者の納付期限は下記のとおりとなります。

★徴収猶予を申請し、許可された者の授業料残額納付期限 2027 年 3 月卒業予定者・・・ 2027 年 2 月 12 日（金）（予定） 上記以外の学生・・・ 2027 年 2 月 26 日（金）（予定）	
---	--

なお、これを **2027 年度前期**以降も每期受けるためには、授業料等の徴収猶予も每期申請しなければなりません。今回一度申請したらその後も自動適用されるわけではありません。